

八、 争議の發生並に其の經過

六月六日午後坑夫側は一應従軍よりの關係者たる前記水谷辨護士に對し代表者八名を以て次の要求をなした。

(1) 本年二月以降の未納賃金の支給

(2) 豫竹手當並に歸郷旅費の支給

然るに同人より應よく拒絶されたので、更に金子兵吉に對して草鞋錢(同人發表の第一項の賃金は受取りたるも第二項の草鞋錢は之を受取らず)の増額を要求したのである。

而して坑夫側は殆んど現金給與を受けざると且つは五日より炭坑側よりの米鹽支給を爲給食の有様にて困窮甚しく、六日は金子兵吉の使用人たる現坑長より二十圓其

他よりの五十圓にて新やく一圓を減ぐ由米の分配を受けたのであるが、更に七日の食糧がなないので、坑夫側代表者八名は六日午後十二時炭坑事務所で坑長に會見して、七日分の食糧支給方を交渉したので、坑長は炭坑者たる金子兵吉に交渉し共に盡力することにはなつたが事情急迫の爲貯炭全部を賣却して(百圓を得)之を分配し七日八日の兩日辛じて糊口を凌ぐと謂ふが如き状態であつた。従つて坑夫側は事業主の無責任を非難するも、前記の如く事業主は逃亡し且つ後継者たらんとする金子兵吉は未だ單なる炭坑者に過ぎざるが故に格別不従の行動には出でざるも坑夫側の同情頗る同情すべきものあり警察當局に於ては福岡鐵山監督局と共に金子兵吉並に其の代表者に對して極力善處する後継談したのである。